

<書評>

外務省編、江藤淳解説

『終戦史録』

全6巻、1977、北洋社

今村良幸

(一)

Louis J. Halle (ジュネーヴ大学教授) は、"The Cold War as History" (『歴史としての冷戦』太田博訳) のなかで次のように述べている。

「20世紀の大戦の歴史は誤りの連續であった。大国といえども政府を構成するのは人間であり、過ちを犯すのが人間の常なのである。このためどんなによい政府であっても未曾有の破滅兵器を持った人類が、この小さな世界で相争うという現代の問題に対処するには不十分である。日本人ほど政府の盲目的な行動の結果、悲惨な目に会った国民はない。……1945年の破局（被爆、敗戦）に至る第2次大戦中の、これら日本人の苦しみはどんなであったであろうか。もし何かの間違いの結果こんな悲惨な目に会ったのだとしたら、それは日本国民の責任ではない。当時の日本政府の政策が間違っていたのである。」

ハレーが指摘する如く、日本が軍国主義独裁体制を確立していく過程で「日本国民の責任ではない」と、断言できるであろうか。かってドイツにおいて、ナチス独裁を形成していく過程で、それを支援したのは民間大企業であったし、また国民の大部分がそれを許容し支持した事実は、日本の場合も同様ではなかろうか。

第2次大戦における連合国側と日、独、伊枢軸国側のいずれに戦争に対する悪の烙印をおすか、また、その責任についての主観的な理論について

はほとんど出尽くしている。しかし、今後もそれまで極秘であった公的資料が公表されていくに従って、より正確な分析が継続されていくであろう。

戦争が過去の歴史的事象になり、国民をして観念論的にのみ理論づけがなされるようになれば、世界大戦に対する恐怖感が徐々に消滅しがちになる。歴史は常に人間の生活をせきたてる一方、他方で時代の経過とともに、歴史的現象について、その善惡の評価を正確なものにする。パール・ハーバー奇襲も、原爆投下も悪にかわりはないし、その行為の正当性も理論づけされる。例えば、近年アメリカにおいて、冷戦の起源、過程をアプローチするに際して「アメリカ自身が冷戦を作成した」とする「修正主義者」がかなり存在する。すなわち、冷戦構造の樹立は、ソ連邦の外交政策の帰結であるとする通説に対抗する議論である。

今年で、ボリシェヴィキ革命以来、62年、第1次大戦終了以来、61年、パール・ハーバー奇襲以来、38年、第2次大戦終了以来、34年、朝鮮動乱以来、29年、サンフランシスコ講和条約以来、28年、60年安保以来、19年、そしてキューバ危機以来、17年の年月を経過した。これらは、日本を含めた国際社会における20世紀中期までの重要な歴史上の事象である。E・H・Carrは、1918年乃至1939年までの20年間を名作『危機の二十年』で理論的に実証的に適格に分析している。第1次大戦終結直後、しばらくの間、理想主義的「平和主義」が国際政治の分野で支配的であった。だが、現実は列国が軍事力を強化していく過程で世界の情勢は、戦争への歩調を樹立するに至った。正に「平和」を維持することの困難性について指摘したものである。

しかし、最近、“The Thirld World War”シリーズの書籍が多く出版されている（例えば、元NATO軍司令官 sir Thon Hackott、青木栄一訳『第3次世界大戦——1985年8月——』、佐藤稔『中ソ戦争勃発・第3次世界大戦・アジア編』、森詠『日本封鎖・小説第3次世界大戦』など）。それらはいづれも“fiction”であり、内容は現実とはかなり矛盾があり、歪曲があり、また空想的である。著者のなかには元NATO軍司令官と

か、日本の防衛庁関係者であったりしたものが含まれているが、"fiction"であるがために、直接の研究的責任はまぬがれている。しかし、一方では "fiction" であるがために、広く読者層に解放され戦争への必然性を無意識のうちに感受させる危険性がある。

C. Wright Mills は『第3次世界大戦の原因』("The Causes of World War Three," 1959) で、「核兵器による世界的対立の危機において、現代政治に対して立つ知性者の任務に訴え」ている。それは、50年代から60年代初期までの「冷戦」の激化に対して科学者の立場からの警告であった。われわれ社会科学を研究する学徒も各々研究のアプローチは異にしてはいるが、平和への探究をその要素の一つであるとしていることを自負している。

『終戦史録』(外務省編、江藤淳解説) は、全6巻、総頁数1650に及ぶ「日本の第2次大戦勃発期から降伏文書作成」までの動向を示す貴重な資料集である。この内容を紹介することは、近年「戦争無感覺論者」が増大するなかで、それに対する「警告」としての任になりうると感じたからである。以下、各巻ごとに、重要と思われる部分の内容を指摘する。

(二)

第1巻、第1篇「開戦の際に於ける戦争終末の見透しと戦争指導方針」。「天皇は、つとに、開戦早々の昭和17年2月、東条首相に対し、終戦については機会を失せざるよう充分考慮するようにせよと仰せられた。東条首相は、そのためか否かは不明であるが、2月末から3月にわたり、大本営政府連絡会議（政府・大本営——國務と統帥——間の連絡調整を密にするため12年に設置）を開いて、世界情勢判断および今後採るべき戦争指導方針等について討議した。」

ここで指摘されている諸文書は、当時戦争指導の最高機関であった「大本営政府連絡会議」における決定文書である。主として、軍の当時の情勢判断と戦争指導者の構想とを示すものである。その8要点を次に指摘する。

「(1) 米英はあくまで日本に屈服せしめんとしており、したがって、妥協

によって事態を收拾せんとするは期し得ざること。

- (2) 米英は独逸撃破第一主義を探っているものと判断していること。
- (3) 緒戦の有利なる展開を基礎として、長期不敗体制を確立し得べしとなしていること。
- (4) 独伊と提携して、まず英國を屈服せしめ、米国の継戦意志を喪失せしめること。
- (5) 対ソ戦参加を排していること。
- (6) ソ連邦と英米とを離間せしめること。
- (7) 機を見て独ソ和平を図り、ソ連邦をして日独伊3国側に立たしめるのこと。
- (8) 「重慶政権を屈服せしめること」であった。

これは「対米英蘭蔵戦争終末促進に関する腹案」（昭和16年11月大本營政府対連絡會議決定）であるが、そのうち一つとして実のある結果を生まなかつた。

東郷外相は、昭和17年9月より、20年4月鈴木内閣に再入閣するまで野にあつたが、「この間絶えず、戦局の推移及び連合国の動向に注視して、有力なる方面に東条内閣更迭の要を進言し、またサイパン失陥後は、速やかに終戦の要ある旨を勧説した」。主として、カイロ宣言に関する見解、岡田大将、梅津參謀総長その他に対する進言、勧説である。その内容は、東郷茂徳口供書（極東國際軍事裁判速記録第337号）として詳細に記録されている。

第3篇「終戦に関する天皇の御配慮と高松宮、木戸内府、松平内府秘書官長、近衛公の動向」。「平和主義、合理主義を信条とせられる天皇」は、既に、開戦早々の昭和17年2月、木戸内府の言上を容れて、「東条首相に対し、終戦のための遺漏のない対策を講づるようにせよと仰せられた」。また、「木戸口供書」によれば、「皇后陛下の御心配」という内容がある。それによれば「敵の戦意旺盛につき言上」し、この当時は「國をあげてのシンガポールも陥落すると期待していた様な時に申し上げましたので、陛下も聊かお驚きになった様でありましたが、前途の容易ならぬことを真に御理解遊ばされたものの如く、皇后陛下に御心境を御話になられましたの

で、皇后陛下はこれを御心配になり甘露寺侍従次長にお話になりました。甘露寺次長はそれを心配して6日に私の部屋に来てその話があるので実はこう言う次第であったとその経緯を話したのでありました」（昭和17年2月6日，金，晴，木戸の日記より）。

第6篇「無条件降伏とカイロ宣言及びテヘラン会議」。連合国側の戦争指導会議ともいべき、いわゆる巨頭会談は、1941年12月下旬から42年1月にかけて行われた、いわゆる「アルカディア会談を第1回として、その後、終戦にいたるまで9回に及んでいる」（大戦中、戦術・用兵に関する事項は英米のみの統合参謀本部で決定され、各々の段階に応じた戦略、政略上の重要問題は連合国首脳による戦争会議 Allied War Council に委ねられたが、実質はほとんどルーズヴェルト、チャーチルの巨頭会談に終始した。第1回のアルカディア会談でドイツ第1主義の基本戦略が確認されて以来、9度の会談を通じ主たる議題は対独問題にあった）。そのうち、特に日本に関係をもつものは、カイロ会談、テヘラン会談、ヤルタ会談、及びポッダム会談であることはいうまでもない。

昭和18年12月8日、「東条首相全世界に放送」（カイロ、テヘラン会談に対する反駁）。その内容は「畏くも宣戦の大詔を挙げ奉り、我等一億同胞齊しく醜の御楯とならんことを誓ってより、正に2週間を経過致したのである。顧みれば皇軍は開戦以来御稜威の下、善謀勇戦、特に最近に至っては、敵の大規模反攻の好機を捉へて、相次いで此類なき大戦果を挙げ、究極の勝利に向って力強き歩みを進めている……カイロ会談こそは正にかかる非望を中外に暴露し、彼等究極の戦争目的が那辺に存するかを自ら世界に向けて公言するの愚を演じたものに外ならないものである……戦勝は空しく坐してかち得らるるものではない。一億国民が外に在ると内に在るとを問はず、夫々の職域において、将又日常の生活において一切を捧げて徹布的に奉公の誠を致すことに依り、始めて獲得せらるるものである……これを要するに今次両会談を通じて敵米英が自らの力をもって証明したものは、徒らなる戦争の犠牲を通じて建設的策の極度の貧困と彼等の世界支配にかけた慾望の正直な告白以外にない」と、している。

第8篇「東久邇宮、吉田茂、有田八郎その他一部有志の動向」。有田八郎元外相は、その著、『人の目の塵を見る』の回顧録の序に「戦争になってからは99,999,900人までは、戦争完遂に専念して宜しいが、残りの100人が50人はひそかに、しかし絶えず戦争の終結ということについて考えていなければならない」(三島由紀夫の『宴のあと』のモデルとして話題を呼ぶ)と指摘している。「戦争中のいわゆる和平論者として、憲兵、警察の圧迫を蒙った……人たち」として、ここでは東久邇宮、吉田茂、殖田俊吉、有田八郎、中野正剛、鳩山一郎、芦田均、高木八尺、南原繁、山本有三、西田幾太郎、大蔵公望、天羽英二、及び高木陸郎といった人物について評価され、それぞれの政治的パーソナリティについて述べている。

その他、第9篇「小磯・米内内閣の成立と陸軍の態度」、第10篇「独ソ和平問題及び第3回対ソ特使派遣問題」が含まれている。

(三)

第2巻、第11篇「米内海相の終戦工作開始」。日米開戦にさきだつ昭和16年11月29日、天皇が各重臣の意見を聴かれたとき、米内大将は「……俗語を使いまして恐れ入りますが、ジリ貧を避けんとしてドカ貧にならないよう充分の御注意を願いたい」と申し上げた、と指摘している。19年6月にいたり、サイパン戦の不利を見て、米内は「今度の戦争は確実に敗けだ」と、もらしている。9月下旬になり、米内は井上海軍次官を通じて、同僚の部下である高木惣吉少将に対して、ひそかに終戦工作に専念するよう命じた、としている。

資料として本書で多く引用されている中村正吾手記『永田町一番地』についてふれておきたい。この著書は中村が緒方国務相の秘書官として在任中の日記を基として載録したものである。「今度の戦争がどんな終結になるととも、正しい記録を何らかの形で残しておきたいと思い日誌を書いた」と述べている。当時の情勢がそのまま映出される内容といえよう。その一部を指摘しておきたい。「11月7日、午後1時半、閣議終了のころ警戒警報つづいて空襲警報が鳴る。青空高く高度8千メートル以上もあろうか1

機悠久と東京を東から西に通過す。——中略——今日はソ連の革命記念日である。スターリン書記長はこの記念日の演説でこれまでの沈黙を破ってはじめて日本に言及した。日本をドイツとともに侵略国であると断定したのである。演説全文はなお伝わらない。然し、このようにスターリン書記長が聲明したというニュースは外務当局はもちろん政界上層部、軍部に電光の如く伝わった」。

第13篇「天皇、重臣の意見を御聴取」。19年10月、11月にわたって展開されたレイテ会戦は、激戦の結果、「日本の敗るるところとなり、次いで米軍の進撃は翌20年1月初めにはルソン島に指向された」。陸軍はこの頃より「本土決戦論を強引に唱道し始めた」。天皇は「かかる戦局の推移を御深憂になり、戦争収拾に関し重臣の意見を聴したき旨、木戸内府に対して再度および仰せ出された。木戸内府は、軍部の意向を慮り、ひそかに重臣の単独謁見をお取り計らいした」。この時期は20年に入り、いよいよ戦争終結を目前にし、各機関の動きが激化していった。

「今後採るべき戦争指導大綱」(20年1月18日最高戦争指導会議決定)が採決され、「物心一切を結集して国家総動員の実効を挙げ以て必勝の為飽く迄戦い抜くの確乎不技の基礎態勢を確立する」方針のもとに、国民義勇隊の結成など本土決戦態勢に即応する国内準備が述べられている。

第14篇「ヤルタ秘密協定とドイツ処理方針公表文」。「ヤルタ協定」(1945年2月のヤルタ会談に於て作成、1946年2月11日、米国務省より発表)は、ソ連邦内クリミヤ半島のヤルタでルーズヴェルト、チャーチル、スターリン3巨頭会談によって作成されたものである。この秘密協定は、ドイツ降伏後、2、3ヵ月を経てソ連邦が対日参戦する、その代償としてソ連邦は樺太の南半と千島列島の領土権および旅順の租借権を獲得し、国際化される大連港におけるその優先的利益を認められ、東支鉄道と南満州鉄道は中ソの合併となり、これに関するソ連邦の優先的利益が保持された。中国に対しても後にアメリカ側から提示されるまで諜知できなかつたし、日本においても全くこれを察知できなかつた、としている。

第18篇「日ソ中立条約の廃棄通告」。ヤルタ会談終了後、ソ連邦がシベ

リヤ方面の軍備を増強し、3国同盟締結より、ソ連邦を枢軸側に引き入れたいという意見が主として陸軍に潜在していた、とする。4月5日、ソ連邦モロトフ外相は佐藤大使を招致して、日ソ中立条約廃棄（16年4月23日調印）に覚書を手交した。対ソ連邦政策について、日本側からすれば、かなりウェイトを置いていた事実が判定される。その間の動向について、「日ソ外交々渉記録」（外務省調書）に示されている。正に、当時の日本政府の外交的政策における未熟さが露呈されたものである。

第21篇「沖縄決戦論と本土決戦論」。3月下旬、沖縄南岸の砲撃を開始した米軍は、4月1日には、沖縄本島に本格的上陸を始めた。この頃「沖縄決戦か本土決戦か」の論議はまず軍首脳部の間で激論されていた。「海軍は前者を主張し、……陸軍部内においては、本土決戦論が断然大勢を圧していた。4月下旬、沖縄戦局はいよいよ悪化し、その奪回不可能となり海軍作戦部は陸軍のいう本土決戦論に追随するにいたった」。「大本營に於ける本土作戦準備計画」（20年4月8日大本營陸軍部）の要旨が指摘されているが、一読すれば背水の陣の実態が鮮明に記述されている。尚、第2巻には、「ダレス工作」「独逸の崩壊とトルーマン大統領の対日降伏勧告声明」及び「最高戦争指導会議構成員会議の成立」の篇が含まれている。

(四)

第3巻、第27篇「戦争完遂要綱の決定」。鈴木首相は「戦争指導の基本大綱閣議決定に対する總理の所見」（20年5月7日於閣議）で次のように述べている。「……陸海軍総帥部當時者の作戦指導に関する決意であります。それは両軍共に沖縄戦局の如何に拘らず最後迄戦い抜くことの決意は微動だにせず敵の戦意喪失迄は必ず戦い得る自信のあることであります。……尚最後に一言付加へて置きたいと思ふことがあります。それは本土戦場化を予想する場合帝都を他に遷したらどうかといふ様な意見を聞くことがあります、私の所信は『帝都は之を固守するものとす』といふ決意でありますてこのことは昨日の會議にも問題になり各位皆同意見でありますから左様御了承を願います」。政局の内幕では、鈴木首相、東郷外相、

米内海相、木戸内府、高木、加瀬など外務、海軍その他の意見が入り乱れ、意見の統一は困難であった。

20年6月8日、御前会議が開かれ、わずか1時間50分で終了している。「御前会議決定第1号」、「今後採るべき戦争指導の基本大綱」の「方針」は「七生尽忠の信念を源力とし地の利人の和を以て飽く迄戦争を完遂し以て国体を護持し皇土を保衛し征戦目的の達成を期すこと」であった。今日ではおよそ考えもつかない用語である。この御前会議の出席者、及びその配席も興味のある点である。それは、向って正面が「上」(天皇)、右側に内閣総理大臣、軍令部総長、参謀次長、陸軍省軍務局長、海軍省軍事局長、総合計画局長官、及び内閣書記官長、左側に枢密院議長、海軍大臣、陸軍大臣、軍需大臣、農商大臣、及び外務大臣兼大東亜大臣の順である。この内容については、東郷外相口述記「終戦に際して」(20年9月)、鈴木貫太郎口述「終戦の表情」、迫水久常手記「降伏時の真相」(21年2月)、豊田副武口述「最後の帝国海軍」、加瀬俊一手記「ポツダム宣言受諾まで」(21年8月)、辰巳亥子夫「終戦覚書、その3」(21年5月)、下村海南「終戦記」、及び若槻礼次郎「古風庵回顧録」が資料として指摘され分析されている。

第30篇「天皇の終戦方策推進方に関する御指示」。「木戸内府と、鈴木首相、東郷外相、米内海相等との話合は進められた。一方、梅津参謀総長、長谷川海軍大将は、おのおの別に、戦力不足の実態を相当つっこんで奏上した」。6月22日、「御召しによる最高戦争指導会議構成員の懇談会が開催された。これは、終戦工作に乗り出すために、8日の御前会議決定との調整を図る意味であった」。天皇は、ここで始めて、これら首脳者に対し「先般の御前会議決定の如くあくまでも戦争を完遂するということも一応もつともであるが、また一面、時局收拾方につき考慮することも必要であろう、これについてどう考えるかとお尋ねになった。暫くの間奉答するものがなかったので、……」。天皇の意中には、既に終戦への事態收拾が強くあったことを示している。

一方では対ソ連邦政策に対処していった。「広田・マリク会談の再開」

「近衛公に対ソ特派使節御下命」「近衛特使に関する日ソ交渉」及び「佐藤大使の終戦意見電報と有田元外相の上奏文」のなかでその内容が解説されている。

(五)

第4巻、第36篇「ポツダム宣言の発出」。米、英、ソ3国首脳部のポツダム会議が7月17日開かれたが、英國における総選挙のため24日休会となり、26日にポツダムにおいて、トルーマン大統領、チャーチル首相、蒋介石主席の連名をもって、米、英、華3国宣言が発表された。ラジオ放送によって、これを知った外務当局首脳部は27日朝、松本次官を中心とした定例幹部会でこれを検討した。松本次官は「敵はこの宣言で無条件降伏の条件を示して、日本の最後の反省を促してきたものであるから、日本としては結局これを受諾することによって戦争を終末させる以外にない」と述べている。

「ポツダム宣言」については、その関連事項と合せて、既に多く論説されている。13項目に及ぶ内容であるが、冷静に客観的に読んでみると、ライオンが子犬に闘の最後通告を下している如き感がする。連合国側の完全な勝利を意味づけている。この屈辱をあまんじて受理しなければならなかった、当時の政治指導者たちの心情はいうまでもない。書評者は思うに、当時の日本の政治執行者の責任は当然だと感ずる。「為政者は徹頭徹尾 結果責任を負う」のが原則だからである。書評者が「ポツダム宣言」13項目中、特に心に残る第9項の原文を指摘しておきたい。

"The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.,"

第37篇「原子爆弾の投下」。「ポツダム宣言」発表以来、緊迫した空気のうちに、一途にソ連の回答を鶴首していたところ、8月6日午前八時過ぎ広島に侵入したB29一機は、原爆を投下した。本篇の補注にアメリカ側の動向について解説されている。「原爆投下の決定に関する公式的な解釈は、

ステイムソンの論文 (“The Decision to Use the Atomic Bomb,” Harpers Magazine, Feb, 1947), H. ファイスの研究 (Herbert Feis, “The Atomic Bomb and the End of World War II,” 1966) などから、11月に予定された九州上陸作戦、これに続く本州上陸作戦に伴う流血の犠牲を回避して、日本を降伏に導くためには必要やむを得ない措置であつた」とする通説と、「原爆投下は第2次大戦の最後の軍事的行動であつたというよりも、むしろソ連邦との『冷たい戦争』最初の大作戦であつた」とする見解もみられる。この点については、書評者が研究のテーマとしたい「冷戦に関する一考察」で取り上げる予定である。

第38篇「ソ連の対日宣戦布告」。8月8日、佐藤大使は、「モトロフ外相を歴訪したところ、モトロフ外相は大使より用件の申出を待たず早速用意しておった対日参戦の宣言を読みあげ、これを大使に手交した」。それを正当づける理由として、(1) 日本がポツダム宣言を拒否したから、日本のソ連邦に対する調停申し入れは、その基礎を失った、(2) それ故、ソ連邦は連合国側の要請に基づいて、終戦促進のため対日参戦するものである、という二点を掲げている。8月10日、東郷外務大臣とマリク大使が会談している。会談録に示されている如く、2人の会談内容は戦争当初より日本政府の対ソ連邦への和平交渉が何ら意味のない外交交渉であったか、を示すに十分過ぎるものであった。

「20年8月9日より15日迄の一週間は、正に日本国存亡の岐るる秋であった」。原子爆弾投下に続くソ連邦の参戦は、天皇はじめ、終戦派の要人をして、ホッダム宣言を受諾して、この戦争を終結に導くほかにないと決意を固めるに至った（第39篇「8月9日朝の東郷外相、鈴木首相、木戸内府の決意」）。

第43篇「第一回御前会議」。それは9日午前11時50分、宮中防空壕内の一室において開かれた。「ポツダム宣言受諾に関する条件問題について、東郷外相と阿南陸相が対決した。外相説が甲案、陸相説が乙案として提出された。米内海相、平沼枢相は1、2質問をした後に、甲案の留保箇所が原案では『天皇の国法上の地位を変更するの要求を包含し居らざることの

了解の下に』となっていたのを『天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に』と修正方を力説し、修正が容れられたので、甲案即ち外相の意見に賛成したのであった。10日午前2時、鈴木首相は、自ら意見を述べて決をとることをせず、そのまま「天皇の御裁決」を願い出た。「客月26日附3国共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国家統治の大権に変更を加ふる要求を包含し居らざることの了解の下に日本政府は之を受諾す」即ち、ここに至ってのこされた議論は天皇に関する問題だけであった。

(六)

第5巻、第54篇「第2回御前会議と閣議決定」。13日夜から14日にかけて、内外の事態は、極度に緊迫し、国家意志の決定は、もはや数時間の遅延を許さざるに至った。14日10時50分より、「御前会議」が開かれた。「御諫」によれば、「……外に別段発言がなければ、私の考えを述べる。自分の此の非常の決意は変りない。内外の情勢、国内の状況、彼我戦力の問題等此等の比較に於ても軽々に判断したものではない。此の度の処置は国体の破壊となるか、否らず。敵は国体を認めると思う。之に付ては不安は毛頭ない。唯反対の意見に付ては字句の問題と思う。一部反対の者の意見の様に、敵に我國土を保障占領せられた後にどうなるか、之に付て不安はある。然し戦争を継続すれば国体も何も皆なくなってしまい、玉砕のみだ。……以下御涙と共に……明治天皇の3国干渉の時の御心境を心としてやるのだ。どうか賛成をして呉れ……」とあり、ここに人間天皇の姿が示されたわけである。

14日午後11時付で「ポッダム宣言」の受諾に関する詔書が発布された（第55篇「玉音放送録音と連合国宛通告文の発電」）。「ポッダム宣言」の条項受諾の件 "Communication of the Japanese Government of August 14th 1945 addressed to the Government of the United States, Great Britain, the Soviet Union and China. "—With reference to the Japanese Government's Note of August 10 regarding their

acceptance of the provisions of the Potsdam Declaration and the reply of the Governments of the United States, Great Britain, the Soviet Union and China sent by American Secretary of State Byrnes under the date of August 11, the Japanese Government have the honor to communicate to the Governments of the four Powers as follows,

第56篇「軍の動向と8・15事件その他」。12, 13日頃より一部右翼団体は、軍中堅強硬分子と相呼応して、不穏な空気をかもし出していた。15日未明より早朝にかけて、総理官邸、鈴木首相、木戸内府、平沼男私邸がそれぞれ別動隊の襲撃をうけたが、難を逃れた。編集者の言をかりれば「本篇は見方によっては、日本の終戦史を性格づける非常に重要なところである」。そのため貴重な史料が多く指摘されている。

8月17日「陸海軍人に賜りたる勅語」により軍の動きを静止する努力がなされている。その内容は「停戦の大命の徹底を期するため軍人は出処進退を厳明にし、忍ぶべからざるを忍べ」との趣旨であった。

第57篇「枢密院における東郷外相の説明、玉音放送、内閣告諭、鈴木内閣の総辞職」。15日正午、天皇の録音放送は、予定通り行われた。日本の歴史始まって以来の出来事であった。ついで、内閣告諭、及びここに至った経緯の報告が放送された。内閣告諭によれば「……固より帝国の前途は之により一層の困難を加えさらに国民の忍苦を求むるに至るべし、然れども帝国は此の忍苦の結実に依りて国家の運命を将来に開拓せざるべからず本大臣は茲に万斛の涙を呑み敢て此の難きを同胞に求めむと欲す……政府は国民と共に承認必謹刻苦奮励常に大御心に帰一し奉り、必ず国威を恢弘し父祖の遺託に応へむことを期す」というものであった。ここで感じられることは、御前会議等の発言内容からして、天皇の言葉は冷静沈着、クールな内容であるのに対し、内閣、及び軍関係者から発表される言葉は、難解である。

第58篇「東久邇宮内閣の成立」。「皇族内閣の構想は、日米交渉末期以来、木戸内府のとっておきのものであった」。この内閣の最大の任務は、

いうまでもなく、如何にして無事に終戦借置を終らせるかということであった。その直接の目標は、「一部軍の盲動を如何にして統御するか」「連合国との関係を如何に円滑に取り運ぶか」であった。東久邇宮著『私の記録』によれば、「……わが國未曾有のこの國難を突破するために、死力をつくすことは、日本国民の一人として、また平素、陛下及び国家、國民から、特別の待遇を受けている皇族の一人として厳肅な義務であろう、と熟考した結果、……終戦を無事に終らせるため……総理の重責をお受けすることに決心した」と指摘している。だが、この内閣は、8月17日乃至10月9日という短命なものであった。

第60篇「マクアーサー連合国最高司令官の厚木着陸と降伏文書調印その他」。「国体の護持」を留保条件にポッダム宣言を受諾したものの、実際に占領が開始された場合、軍政要員による直接統治となるか、あるいは日本政府を利用した間接統治となるかは不明であり、日本政府の危惧はこの点にあった。降伏文書の調印式が終了した直後、「9月2日午後4時すぎ、鈴木公使はマーシャル参謀副長から呼び出しをうけ、占領軍の東京進駐を申し渡されると共に、翌3日午前に告示される予定の3種の布告文の閲覧を許可された。第1号、『日本帝国政府の行政司法立法の3種を含む總ての権限は本官の権限の下に於て施行せられるものとす』(第1条)、第2号、占領政策違反者の軍事裁判、第3号、アメリカ軍軍票(B円)を法定通貨として日本円(日銀券)と同格で流通させることを規定した」。ここに終戦史以後の問題、すなわち被占領時代からサンフランシスコ講和会議迄の非独立国家日本が、歴史上記録されたわけである。

第6巻は、第88帝国議会に対する終戦経緯報告書、太平洋戦争日曆、終戦史関係文献目録、及び人名、重要事項索引が含まれている。特に終戦史関係文献目録は、関連する文献が完全に網羅されているといつてもよい。

最後に指摘しておかなければならぬことは、各巻ごとに江藤淳氏が解説をしていることである。その分析は実に的確な内容といえよう。第6巻、最後の部分を指摘しておきたい。「9月6日付で、統合参謀本部(JCS)からマクアーサーにあてて交付された『連合軍最高司令官の権限に

関する通達』(J C S 1380—1)は日本側の公布延期要請により、布告の公布は暫時延期になった。……マクアーサーの譲歩の背景としては、日本国内の治安が予想以上に平穏で、直接軍政に固執する意味が稀薄になったことがあげられる。……公布中止に成功したことは、日本にとってはばかり知れぬほどの収穫であった。なぜなら、日本はそのことによってポッズム宣言に対する日本側の解釈を守り抜き、占領時代を長期にわたる粘り強い外交交渉の時代とするための基盤を確立したからである」と結んでいる。

尚、本書は昭和27年5月に外務省編さんにより出版されたものであるが、新たに「解説・註記」を付して復刊されたものである。

第2次世界大戦勃発以来、今年で40年、正に世界は「戦争と危機の40年」であった。上に指摘した内容の「戦争と終戦の史録」は再度あってはならない。日本の現代史において、第2次大戦参戦当初の東条英樹の存在はあまりにも大きく、責任も大きかった。しかし、当時の政治・軍事面での指導者のなかには、一時の責任をのがれ、現在も日本の政治を動かす要員として、また、政治権力構造の基底の一員として存在する者もいる。東条英樹の末娘、君枝氏（書評者の2, 3年先輩）と大学院で共に研究したことがある。彼女は「カシミール問題」で修士を取り、アメリカの大学へも留学した。ゼミナールの際、デスカッションのなかで「戦争」の言葉は使われても、「東条英樹」の名はわれわれも彼女からも出なかった。それは、60年安保の年であった。